

第2章 桃山地区道路特定事業の整備方針

2.1 具体的なバリアフリー化整備の方針

生活関連経路で道路の移動等円滑化整備ガイドラインを満たしていない箇所について、その対策案及び整備方法を表2.1に示します。

表2.1 対策案（A～F）及び整備方法の概要

対 象 項 目	対 策 案 ・ 整 備 方 法	
2.1.1 横断歩道接続部等	A：横断歩道接続部等における段差・勾配の改良	
	A-1	- 横断歩道と接続する部分に平坦部を確保 - すりつけのための縦断勾配を5%（8%）以下にする - 歩道と車道の段差が1cmとなる縁石を設置
	A-2	- 歩道の民有地側に平坦部を確保 - 車道へのすりつけ勾配を小さくするために、歩道と車道の境界には、表面に勾配のある特殊縁石を設置
※A1を適用することが困難（現況の段差・勾配が大きいうえ、民有地・車道の改良が困難）な場合には、A2を適用。		
2.1.2 歩道一般部 及び車両乗入部等	B：歩道一般部及び車両乗入部における段差・勾配の改良	
	B-1	横断勾配が急な箇所を1%（2%）以下にする
	B-2	- 歩道内にある段差を平坦にする - 歩道部の凸凹（舗装不陸、水路不陸等）を平坦にする
	B-3	歩道の車両乗入れ部分の民有地側に平坦部を確保（すりつけ横断勾配は15%以下）
※B3は歩道の車両乗入部で適用。		
2.1.3 視覚障害者 誘導用ブロック	C：視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良	
	C	視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良
2.1.4 歩道の有効幅員 （歩道拡幅、支障物の撤去及び移設）	D：歩道の有効幅員確保	
	D-1	道路幅員の見直しによる歩道拡幅の検討
	D-2	支障物（電柱、標識柱等）の撤去及び移設の検討
※本対象地区では、民有地側に拡幅できる用地がない。		
2.1.5 歩道のない道路	E：歩行空間の明確化	
	E	- 路面標示（路側帯）の設置及び幅員変更 - 路側帯へのカラー舗装等の施工
2.1.6 道路付属物等	F：歩行者の移動に影響を与えている道路付属物の改良	
	F	柵蓋及びグレーチングの改良、縁石の改修

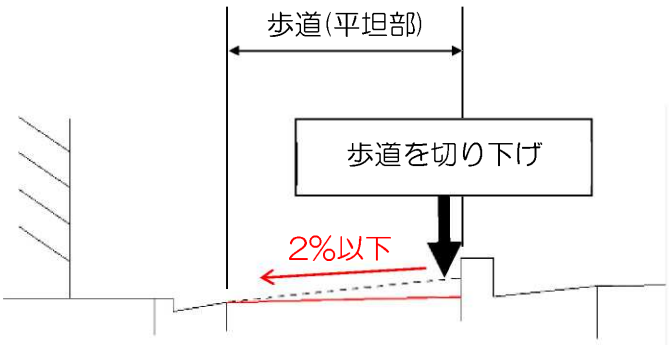
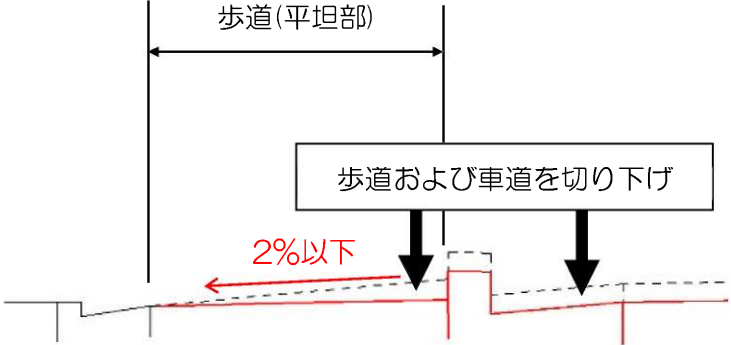
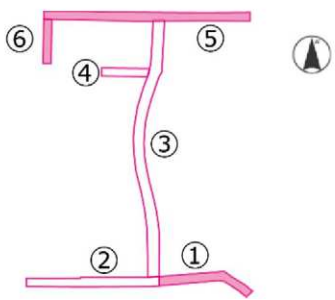
2. 1. 1 横断歩道接続部等におけるバリアフリー整備方針

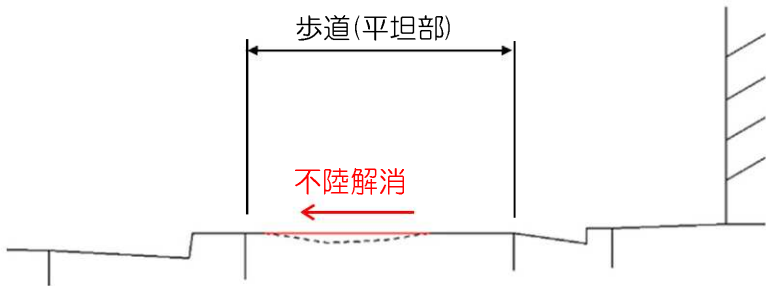
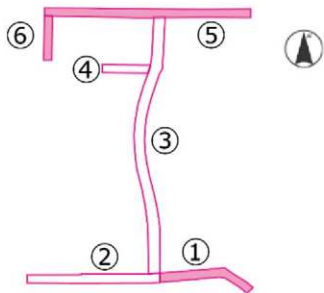
対策案	A-1
問題点	- 縦断勾配 5%（8%）超 ※（ ）内は、地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合の特例値 - 横断勾配 1%（2%）超 ※透水性舗装の場合は 1%。非透水性舗装の場合は 2% - 段差 1cm 超
整備方法	- 歩道の改良（横断歩道接続部に平坦部を確保する） - すりつけ勾配は 5%（8%）以下とする（歩車道境界は段差 1cm の縁石を用いる）
イメージ	注）平坦部分については巻込始点(A)からすりつけ区間との間に 1.5m 程度設けることが望ましい。このように設けられない場合でも、最低巻込始点(B)から 1.5m 程度設ける。 注）本対策を行う際、民有地との境界条件を考慮する必要がある
標準的な考え方	・交差点縦断方向（A-A'）断面概念図
対象経路	生活関連経路①、⑤、⑥

対策案	A-2
問題点	- 縦断勾配 5%（8%）超 ※（ ）：地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合の特例値 - 横断勾配 1%（2%）超 ※透水性舗装の場合は 1%、非透水性舗装の場合は 2% - 段差 1cm 超
整備方法	- 歩道の改良（横断歩道接続部に平坦部を確保できない場合は、平坦部を民有地側に確保する） - すりつけ勾配を小さくするため歩車道境界に特殊縁石を用いる
イメージ	
標準的な考え方	・交差点縦断方向（A-A'）断面概念図
対象経路	生活関連経路①、⑤、⑥

（注）本対策案 A-2 は、前項の対策案 A-1 を適用することが困難（現況の段差・勾配が大きいうえ、民有地・車道の改良が困難）な場合の改善策です。

2. 1. 2 歩道一般部及び車両乗入部等におけるバリアフリー整備方針

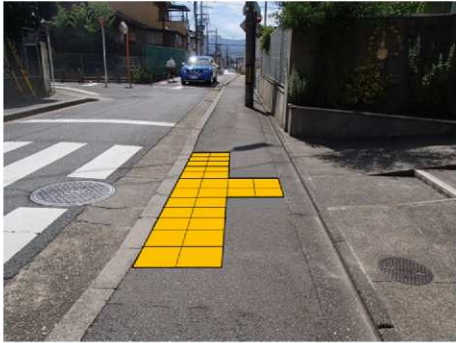
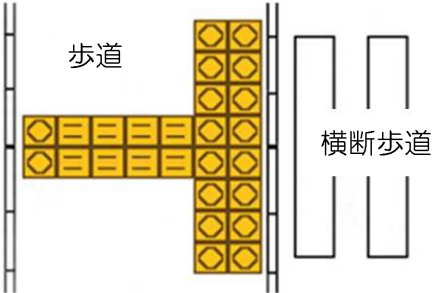
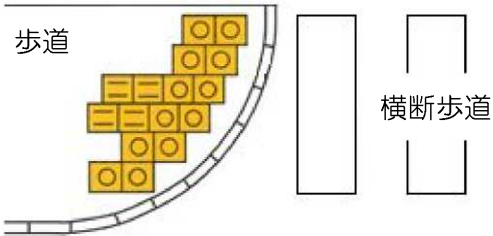
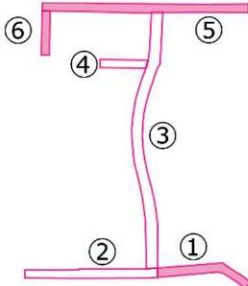
対策案	B-1
問題点	・横断勾配がきつい ・歩道が波打っていて歩きにくい
整備方法	・横断勾配が急な箇所においては、歩道に平坦部（2%以下）を確保する
イメージ	民有地高さは 現状を変えない  2%以下 現 状
標準的な考え方	・横断勾配が急な箇所における歩道の改良 【歩道の切り下げ】  【歩道及び車道の切り下げ】（民有地と車道の高低差が大きい場合） 
対象経路	生活関連経路①、⑤、⑥ 

対策案	B-2
問題点	- 歩道に段差がある - 歩道が凸凹している
整備方法	歩道内の段差，不陸を解消する
イメージ	 段差・不陸等 現 状
標準的な考え方	段差・不陸の解消 
対象経路	生活関連経路①，⑤，⑥ 

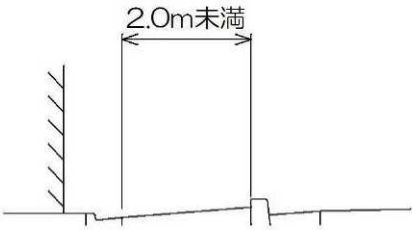
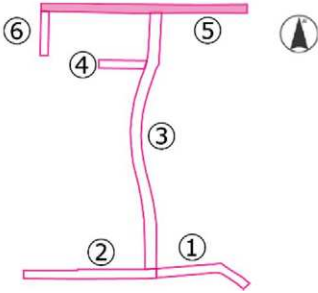
対策案	B-3（車両乗入部）
問題点	・横断勾配がきつい ・平坦部がない
整備方法	・横断勾配がきつい箇所，平坦部がない箇所において，歩道の民有地側に平坦部（透水性舗装の場合は 1%，非透水性舗装の場合は 2%）を 1.0m 以上確保する ・すりつけ勾配は 15%以下とする
イメージ	現状 改良イメージ
標準的な考え方	・横断勾配が急な箇所における歩道の改良 【段差 5cm の縁石の場合】 ※1 透水性舗装の場合 1%，非透水性舗装の場合 2% 【特殊縁石の場合】 ※2 透水性舗装の場合 1%，非透水性舗装の場合 2%
対象経路	生活関連経路①，⑤，⑥

※本案は，車道面の高さが調整困難な場合に適用するものとします。

2. 1. 3 視覚障害者誘導用ブロック設置におけるバリアフリー整備方針

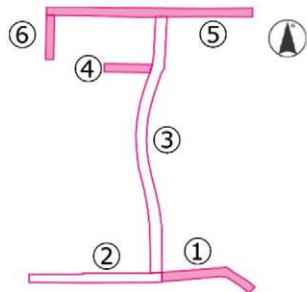
対策案	C
問題点	歩車道境界が識別しづらい
整備方法	視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良（JIS 規格化や配置変更など）
イメージ	視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良  ⇒  現 状 改良イメージ（JIS 規格化）
標準的な考え方	【横断歩道口誘導ブロックの設置例】  【歩道巻き込み部誘導ブロックの設置例】  注）横断歩道の有無に関わらず歩道巻き込み部には視覚障害者誘導用ブロックを設置。
対象経路	生活関連経路①，⑤，⑥ 

2. 1. 4 歩道の有効幅員（歩道拡幅、支障物の撤去及び移設）等におけるバリアフリー整備方針

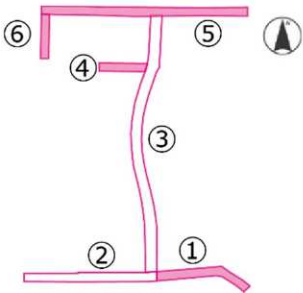
対策案	D-1
問題点	歩道が狭い
整備方法	安全走行ができる車道幅員を考慮した上で、歩道の有効幅員（2.0m・3.5m※¹）を確保する
イメージ	歩道の有効幅員の拡幅   現 状 改良イメージ ※1 歩行者交通量 1000 人/日以上の場合 ただし、地形上やむを得ない場合を除く
標準的な考え方	  【現 状】 【改良後】
対象経路	生活関連経路⑤ 

対策案	D-2
問題点	電柱や街灯等が通行の支障となっている
整備方法	支障物（電柱，街灯等）の撤去及び移設の検討
イメージ	現 状 改良イメージ
対象経路	生活関連経路①，④，⑤，⑥

2. 1. 5 歩道のない道路におけるバリアフリー整備方針

対策案	E
問題点	・歩道がない ・歩行者の通行スペースが明確でない
整備方法	・路面標示（路側帯）の設置及び幅員変更 ・路側帯にカラー舗装等を施し、歩行空間の明確化を図る
イメージ	 ➡  現 状 改良イメージ
対象経路	生活関連経路①、④、⑤、⑥ 

2. 1. 6 道路付属物等設置箇所におけるバリアフリー整備方針

対策案	F
問題点	・側溝蓋がガタついている ・歩行者通行部のグレーチングの網目が粗い (例：グレーチングに白杖が落ちてしまう。) ・縁石が老朽化している
整備方法	・側溝蓋の改良及び暗渠化 ・細目のグレーチング等へ改良 ・縁石の改良
イメージ	側溝蓋改良  ⇒  細目グレーチングへ改良  ⇒  縁石改良  ⇒  現 状 改良イメージ
対象経路	生活関連経路①、④、⑤、⑥ 

2. 2 整備目標年次

表 2. 2 道路特定事業の概要

経路 番号	路 線 名	主な事業の目的	対策案	目 標 年 次				
				H28	29	30	31	32～
①	一般市道 桃山緯 122 号線 (大手筋通) (桃山駅～御香宮前交差点)	段差・勾配の改良 歩行空間の明確化	A, B, C D, E, F					
②	主要府道 伏見柳谷高槻線※ (大手筋通) (御香宮前交差点～伏見桃山駅)	段差・勾配の改良 歩行空間の明確化	A, B, C D, E, F					
③	一般国道 24 号 ※ (御香宮前交差点～ 丹波橋通)	段差・勾配の改良	A, B, C D, F					
④	一般市道 桃山緯 14 号線 (一般国道 24 号～ 近鉄丹波橋駅)	歩行空間の明確化	D, E, F					
⑤	一般市道 丹波橋通 (京都市立呉竹総合支援学校 ～京町通)	段差・勾配の改良 歩行空間の明確化	A, B, C D, E, F					
⑥	主要府道 大津淀線 (京町通) (丹波橋通～丹波橋駅)	段差・勾配の改良 歩行空間の明確化	A, B, C D, E, F					

※ 生活関連経路②及び生活関連経路③の一部「一般国道 24 号（御香宮前交差点～御香宮神社）」については、「桃山御陵前地区基本構想（平成 19 年度策定）」において生活関連経路に位置付けられています。生活関連経路②は「同基本構想に基づく道路特定事業計画（平成 19 年度策定）」により、生活関連経路③は「国道 24 号電線共同溝事業（京都国道事務所実施）」により、バリアフリー化を図ります(今後、電柱を撤去して事業を完了)。

上表の整備目標年次は、現時点での目標を示していますが、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。